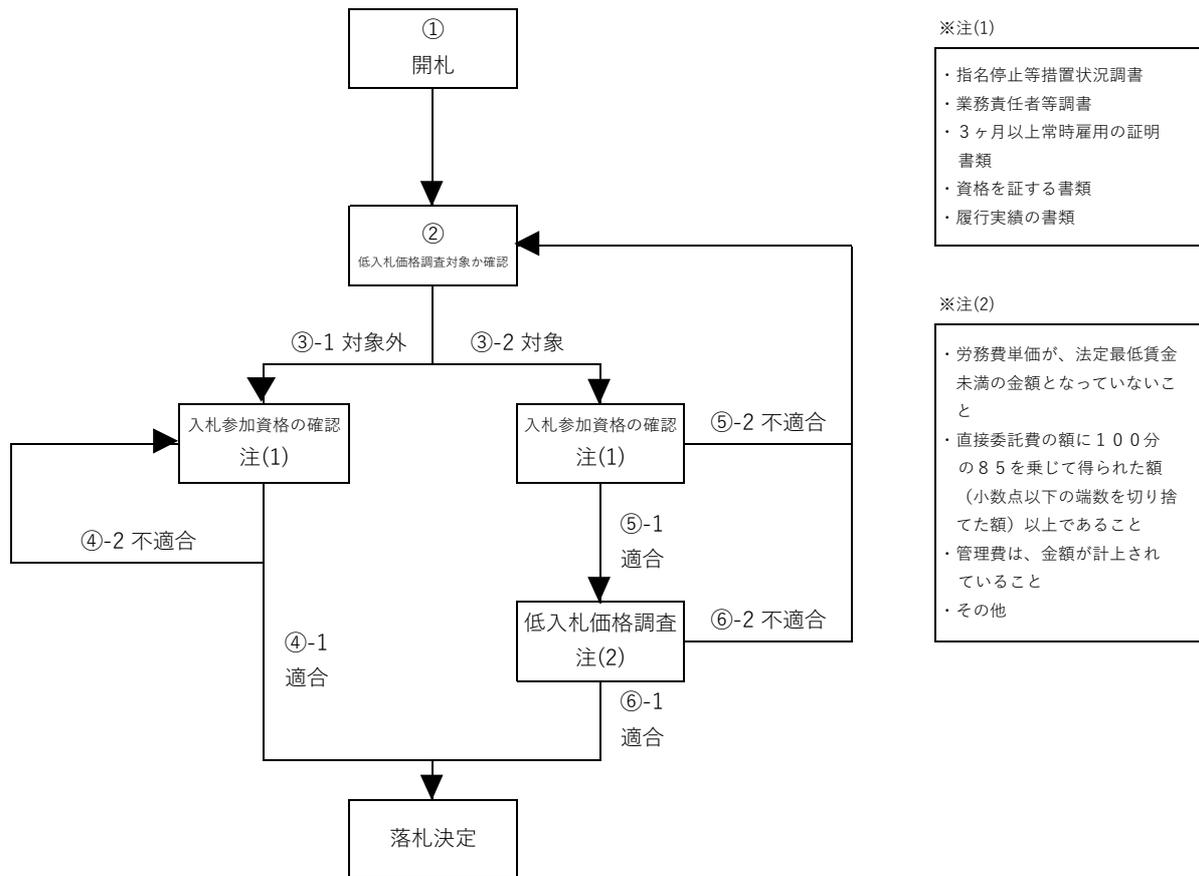


落札決定手順



※注(1)

- ・指名停止等措置状況調書
- ・業務責任者等調書
- ・3ヶ月以上常時雇用の証明書類
- ・資格を証する書類
- ・履行実績の書類

※注(2)

- ・労務費単価が、法定最低賃金未満の金額となっていないこと
- ・直接委託費の額に100分の85を乗じて得られた額（小数点以下の端数を切り捨てた額）以上であること
- ・管理費は、金額が計上されていること
- ・その他

- Step① 開札を行い、参加資格の確認対象者を決定する。
- Step② 確認対象者が、低入札価格調査対象か確認を行う。
- Step③-1 対象外の場合、入札参加資格の確認を行う。
- Step④-1 適合した場合、落札決定とする。
- Step④-2 不適合の場合は、次順位者が確認対象者となり、入札参加資格の確認を行う。（適合者が決定するまで繰り返す。適合者がいない場合は、不調とする。）
- Step③-2 対象の場合、入札参加資格の確認を行う。
- Step⑤-1 適合した場合、低入札価格調査を行う。
- Step⑤-2 不適合の場合は、Step②に戻り、次順位者が確認対象者となる。（適合者が決定するまで繰り返す。適合者がいない場合は、不調とする。）
- Step⑥-1 適合した場合、落札決定とする。
- Step⑥-2 不適合の場合は、Step②に戻り、次順位者が確認対象者となる。（適合者が決定するまで繰り返す。適合者がいない場合は、不調とする。）

※別表に示す委託を同日に開札を行うが、入札参加資格の確認及び低入札価格調査の進捗により、落札決定までの日数は委託ごとに異なることも想定されます。